

○農林水産省告示第三十三号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表一の付表第三十九の規定に基づき、平成十五年四月二十五日農林水産省告示第七百二十号（アルゼンチン産グレープフルーツ、パレンシア種のスイートオレンジ及びレモンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。  
平成二十一年一月十六日

農林水産大臣 石破 茂

六の(一)中「実施された」を「実施されている」に改め、同(二)中「実施された」を「実施されている」に改め、同ア中「行われた」を「行われている」に改め、同イ中「開始された」を「開始されている」に改める。